



納める人

1 国内取引

国内において対価を得て課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人

2 輸入取引

外国貨物（課税貨物）を保税地域から引き取る者

【消費税の納税義務】

(1) 原則

消費税の納税義務者は、原則として、その課税期間の基準期間（※1）の課税売上高が1,000万円を超える事業者（課税事業者）です。また、その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、納税義務が免除され、免税事業者となります。

(2) 特定期間（※2）における課税売上高による特例

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間にかかる課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(3) 新設法人の特例

基準期間のない法人であっても、事業年度開始の日における資本金が1,000万円以上である新設法人は、基準期間のない事業年度においては納税義務が免除されません。

(4) 調整対象固定資産を取得した場合の特例

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において調整対象固定資産（※3）の課税仕入れをした場合には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者になることができません。

また、その調整対象固定資産の課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることもできません。

① 選択課税事業者となった課税期間の初日から2年間を経過する日までの間に開始した各課税期間

② 新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間

(5) 高額特定資産を取得した場合の特例

事業者が課税事業者である課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において、平成28年4月1日以後に高額特定資産（※4）の仕入れ等をした場合（※5）には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者となることはできません。

また、高額特定資産の仕入れ等をした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることができません。

※1 基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、事業年度が1年である法人の場合は前々事業年度のことをいいます。

※2 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則としてその前の事業年度開始の日以後6カ月の期間をいいます。

※3 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で税抜価格が100万円以上のものです。

※4 高額特定資産とは、税抜価格が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産です。

※5 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れをした場合には、この特例は適用されません。

3 国境を越えた役務の提供

電気通信回線（インターネット等）を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の役務の提供（「電気通信利用役務の提供」）については、国外から行われるものも、国内取引として消費税が課税されることとされています。

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」（例：「広告の配信」等）については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されています。消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行うこととされています。



納める額

1 税率

区分	適用時期	令和元年10月1日から		
		令和元年9月30日まで	標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7%	2.2%	1.76%
合計		8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率の対象となる品目

- 1 飲食物品：食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 2 新聞：一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

2 一般課税（原則）

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税仕入高} \times \text{税率}$$

3 簡易課税制度

基準期間の課税売上高（税抜き）が5,000万円以下の課税事業者は届出により簡易な計算方法を選択することができます。

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業）	90%
第2種事業	小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）、農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業	農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第4種事業	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業、第6種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第5種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注） （第1種事業から第3種事業までに該当しないもの）	50%
第6種事業	不動産業	40%

（注） 飲食サービス業に該当する事業を除く

4 非課税取引

土地の譲渡及び貸付け（注1）、社債・株式・商品券等の譲渡、利子、保険料、住民票交付等の行政手数料、社会保険医療、社会福祉事業、埋葬料、火葬料などといった取引については、消費税は課税されません。

（注1）土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除きます（消法別表第一、消令8）。



申告と納税

1 確定申告

原則として、課税期間の末日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。また、個人事業者は課税期間の翌年3月末日までに申告し、納付します。

2 中間申告

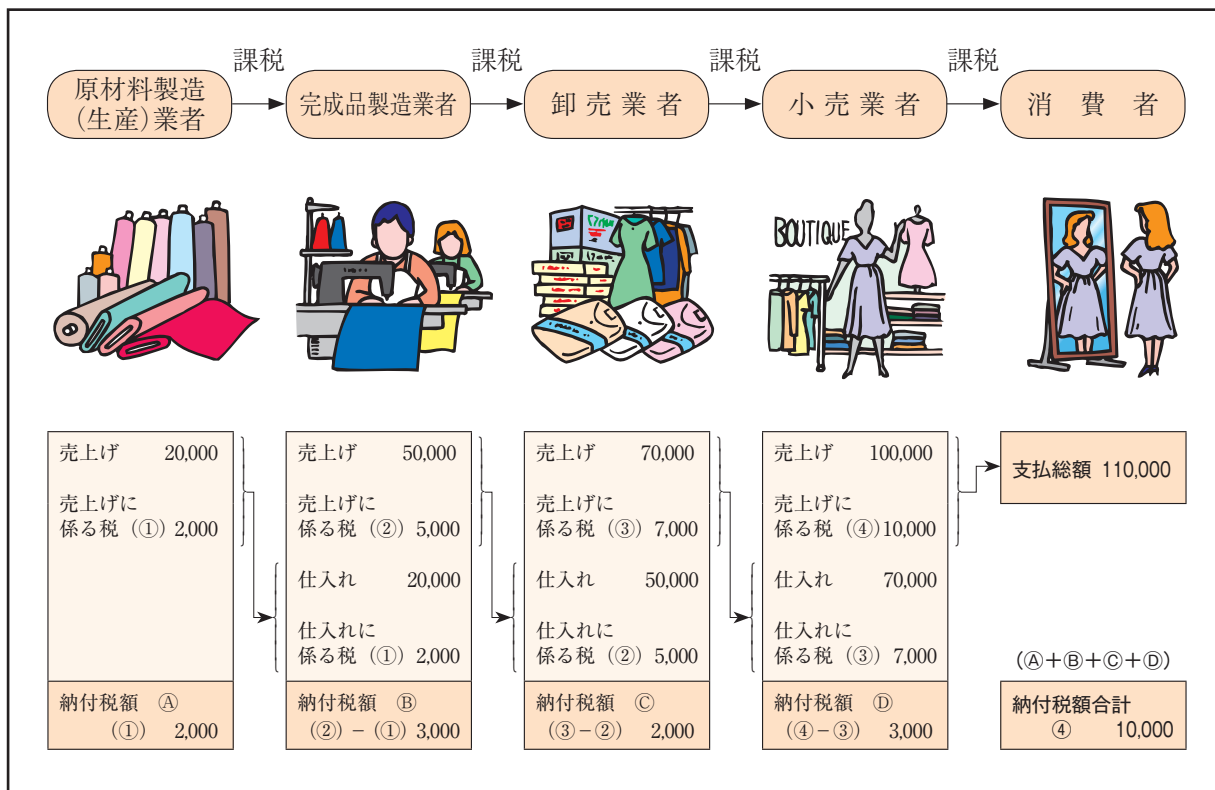
中間申告は直前の課税期間の確定消費税額に応じて、次のようになります。

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告の回数 (中間申告対象期間)	中間申告額
48万円以下	中間申告不要 (任意に中間申告書 (年1回) を提出する旨を記載した届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。)	
48万円超 400万円以下	年1回 (6か月)	直前の課税期間の確定消費税額の2分の1
400万円超 4,800万円以下	年3回 (3か月)	直前の課税期間の確定消費税額の4分の1
4,800万円超	年11回 (1か月)	直前の課税期間の確定消費税額の12分の1

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

消費税及び地方消費税の課税の概念図



消費税と地方消費税を合わせた税率 (10%) で計算しています。 (単位:円)